

建築基準法改正施行に伴う
既設昇降機等の判定結果のお知らせ

皆様方には日頃より昇降機等の維持管理に努めて頂き、厚く御礼申し上げます。

この度、建築基準法第12条の規定に基づく「定期報告」を実施した結果、『要是正(既存不適格)』の判定結果となりました。

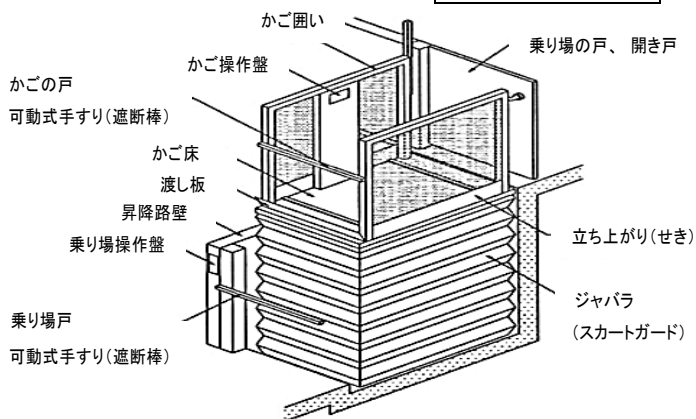
これは、当該規定の施行以前にすでに設置されていた為で、法的には適用を強制されるものではございませんが、利用者の安全は設備の新旧を問わず確保しなければなりません。

今回、下記事項が現行法令に照らして適合していない部分(既存不適格)となりますので、現行法令適合に向け改善のご検討をお願いいたします。平成29年4月1日の建築基準法改正施行により、耐震関係等既存不適格の該当項目が大幅に拡充されました。

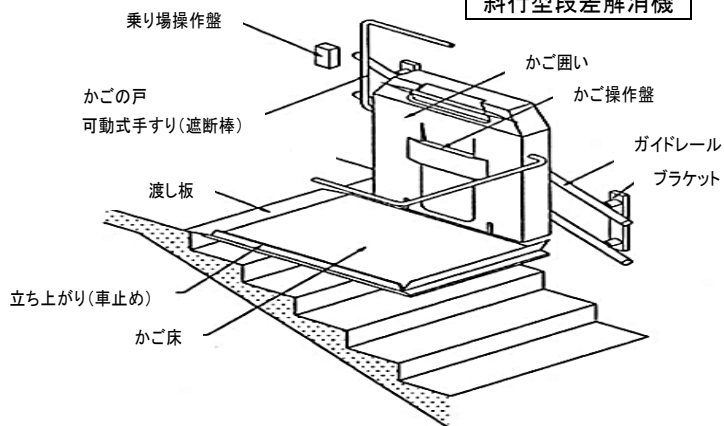
本年度 定期報告検査結果 既存不適格事項 【詳細は裏面の『既存不適格事項一覧表』をご参照ください。】

段差解消機

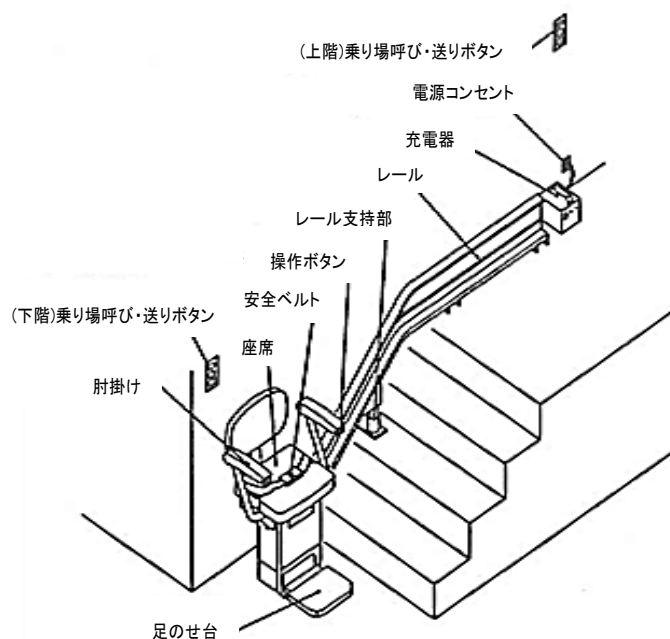
鉛直型段差解消機



斜行型段差解消機



いす式階段昇降機



既存不適格事項一覧表

◆ 検査結果表No.欄に示す番号は段差解消機、*印はいす式階段昇降機の検査項目の番号を示す。

検査結果表No.	検査項目 (検査事項)	指摘の具体的内容等 [既存不適格事項]	改善策の具体的内容等
1(4)	<p>■駆動方式【油圧式以外】 (主索の径の状況、昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況)</p> <p>基準法令(施行年月日):平 25 国告第 1047 号(平成 26 年 4 月 1 日)</p>	<p>a 主索(鎖)が(平 25 国告第 1047 号)に適合しない b 横架材、止め金具が(平 25 国告第 1047 号)に適合しない</p>	<p>■主索(鎖)が(平 25 国告第 1047 号)に適合するよう改善を要します ■横架材、止め金具が(平 25 国告第 1047 号)に適合するよう改善を要します</p>
1(4) *1(10)	<p>■駆動方式【油圧式以外】 (巻胴式における主索の緩み検出装置の作動の状況、鎖の緩み検出装置の作動の状況)</p> <p>基準法令(施行年月日):令第 129 条の 10 第 2 項(昭和 57 年 12 月 1 日)、平 12 建告第 1423 号第 2 第七号(巻胴式)、平 12 建告第 1423 号第 7 第二号(昭和 34 年 1 月 1 日)</p>	<p>c 巻胴式における主索(鎖)の緩み検出装置なし d 鎖の緩み検出装置なし (*1(10)のみ対象)</p>	<p>■巻胴式における主索(鎖)の緩み検出装置の取付けを要します ■鎖の緩み検出装置の取付けを要します</p>
* 1(9)	<p>■駆動方式 (鎖の摩耗の状況)</p> <p>基準法令(施行年月日):平 25 国告第 1047 号(平成 26 年 4 月 1 日)</p>	<p>a 鎖が(平 25 国告第 1047 号)に適合しない</p>	<p>■鎖が(平 25 国告第 1047 号)に適合するよう改善を要します</p>
* 2(2)	<p>■いす操作盤のボタン等及び操作レバー (作動の状況)</p> <p>基準法令(施行年月日):平 12 建告第 1413 号第 1 第十号イ、平 12 建告第 1423 号第 7 第一号(平成 21 年 9 月 28 日)</p>	<p>a 操縦機がかごを停止させる状態に自動的に戻らない</p>	<p>■操縦機がかごを停止させる状態に自動的に戻る装置に改善を要します</p>
2(11)	<p>■高圧ゴムホース (油漏れ及び損傷の状況(高圧ゴムホース))</p>	<p>a 高圧ゴムホースが(平 25 国告第 1047 号)に適合しない</p>	<p>■高圧ゴムホースが(平 25 国告第 1047 号)に適合するよう改善を要します</p>
2(12)	<p>■圧力配管 (取付け状況)</p>	<p>a 圧力配管が(平 25 国告第 1047 号)に適合しない</p>	<p>■圧力配管が(平 25 国告第 1047 号)に適合するよう改善を要します</p>
2(14)	<p>■ブランチャー (取付け状況)</p>	<p>a ブランチャーが(平 25 国告第 1047 号)に適合しない</p>	<p>■ブランチャーが(平 25 国告第 1047 号)に適合するよう改善を要します</p>
2(16)	<p>■シリンダー (取付け状況)</p>	<p>a シリンダーが(平 25 国告第 1047 号)に適合しない</p>	<p>■シリンダーが(平 25 国告第 1047 号)に適合するよう改善を要します</p>
2(17)	<p>■主索又は鎖 (主索の径の状況(油圧式))</p>	<p>a 主索が(平 25 国告第 1047 号)に適合しない</p>	<p>■主索が(平 25 国告第 1047 号)に適合するよう改善を要します</p>
2(20)	<p>■主索又は鎖の取付部 (昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況(油圧式))</p> <p>基準法令(施行年月日):平 25 国告第 1047 号(平成 26 年 4 月 1 日)</p>	<p>a 横架材、止め金具が(平 25 国告第 1047 号)に適合しない</p>	<p>■横架材、止め金具が(平 25 国告第 1047 号)に適合するよう改善を要します</p>
2(21)	<p>■主索又は鎖の緩み検出装置 (間接式レバーにおける主索(鎖)の緩み検出装置の作動の状況)</p> <p>基準法令(施行年月日):令第 129 条の 10 第 2 項(昭和 57 年 12 月 1 日)、平 12 建告第 1423 号第 6 第四号(昭和 34 年 1 月 1 日)</p>	<p>a 主索(鎖)の緩み検出装置なし</p>	<p>■主索(鎖)の緩み検出装置の取付けを要します</p>
* 3(3)	<p>■ガイドレール及びレールブラケット (取付け状況)</p> <p>基準法令(施行年月日):平 25 国告第 1047 号第一号、第二号、第三号(平成 26 年 4 月 1 日)</p>	<p>a ガイドレール及びレールブラケットが(平 25 国告第 1047 号)に適合しない</p>	<p>■ガイドレール及びレールブラケットが(平 25 国告第 1047 号)に適合するよう改善を要します</p>
3(7) *1(16) *3(7)	<p>■耐震対策 (駆動装置の耐震対策) (機械室機器の転倒、移動防止対策、ロープガード等の状況)</p> <p>基準法令(施行年月日):令第 129 条の 4 第 3 項第四号、令第 129 条の 8 第 1 項(昭和 56 年 6 月 1 日)、平 21 国告第 703 号、平 20 国告第 1498 号、平 25 国告第 1047 号(平成 21 年 9 月 28 日)</p>	<p>a ロープガード等なし 又は 寸法が基準を満たしていない b 駆動装置の転倒及び移動防止なし c 制御器の転倒及び移動防止なし f マシンビームが(平 25 国告第 1047 号)に適合しない</p>	<p>■ロープガード等なし 又は 寸法が基準を満たすことを要します ■駆動装置の転倒及び移動防止の改善を要します ■制御器の転倒及び移動防止の改善を要します ■マシンビームが(平 25 国告第 1047 号)に適合するよう改善を要します</p>
3(7) * 3(7)	<p>■耐震対策 (ガイドレールとのかかりの状況、突出物の状況)</p> <p>基準法令(施行年月日):令第 129 条の 4 第 3 項第三号、令第 129 条の 7 第五号(昭和 56 年 6 月 1 日)、平 20 国告第 1494 号、平 20 国告第 1495 号(平成 21 年 9 月 28 日)</p>	<p>d ガイドレールとのかかりが不足 e 突出物への保護装置なし</p>	<p>■ガイドレールとのかかり代の改善を要します ■突出物への保護装置取付けの改善を要します</p>
4(1)	<p>■かごの壁又は囲い、天井及び床 (かごの構造及び設置の状況)</p> <p>基準法令(施行年月日):平 12 建告第 1413 号第 1 第九号イ(1)(平成 21 年 9 月 28 日)</p>	<p>a 高さ 65cm 以上の丈夫な壁又は囲いが(1 人乗り) b 高さ 1m 以上の丈夫な壁又は囲いが(1 人乗り以外)</p>	<p>■高さ 65cm 以上の丈夫な壁又は囲いを設けることを要します ■高さ 1m 以上の丈夫な壁又は囲いを設けることを要します</p>
4(2)	<p>■かごの戸又は可動式の手すり (かごの戸又は可動式の手すりの設置の状況)</p> <p>基準法令(施行年月日):平 12 建告第 1413 号第 1 第九号イ(2)(平成 21 年 9 月 28 日)</p>	<p>a 出入口に、かごの戸又は可動式の手すりが(1)</p>	<p>■出入口に、かごの戸又は可動式の手すりの設置を要します</p>
4(3)	<p>■かごの戸又は可動式の手すりのスイッチ (かごの戸又は可動式の手すりのスイッチの設置及び作動の状況)</p> <p>基準法令(施行年月日):平 12 建告第 1413 号第 1 第九号ハ(平成 30 年 4 月 1 日)</p>	<p>a 出入口に、かごの戸又は可動式の手すりのスイッチがない</p>	<p>■出入口に、かごの戸又は可動式の手すりのスイッチの設置を要します</p>
4(8)	<p>■用途・積載量及び最大定員の標識 (用途、積載量及び最大定員の標識の設置及び表示の状況)</p> <p>基準法令(施行年月日):平 12 建告第 1413 号第 1 第九号イ(3)(平成 30 年 4 月 1 日)</p>	<p>a 用途・積載量及び最大定員を明示した標識がない</p>	<p>■用途・積載量及び最大定員を明示した標識の取付けを要します</p>
4(9)	<p>■車止め【車止めがある段差解消機のみ対象】 (車止めの取付けの状況)</p> <p>基準法令(施行年月日):平 12 建告第 1413 号第 1 第九号イ(1)(平成 30 年 4 月 1 日)</p>	<p>a 車止めの機能が適切でない</p>	<p>■車止めの機能が適切になるよう改善を要します</p>
4(10)	<p>■かごの床先と出入口の床先との水平距離 (かごの床先と出入口の床先とのすき間の状況) [出入口床先とかご床先 4cm 以下]</p> <p>基準法令(施行年月日):平 12 建告第 1413 号第 1 第九号ロ(2)(平成 21 年 9 月 28 日)</p>	<p>a 出入口の床先と かごの床先との距離(4cm を超える)</p>	<p>■出入口の床先と かごの床先との距離を 4cm 以下に改善を要します</p>
4(12) *1(13)	<p>■かごのガイドシュー等 (取付けの状況)</p> <p>基準法令(施行年月日):平 25 国告第 1047 号第一号(平成 26 年 4 月 1 日)</p>	<p>a ガイドシュー等が(平 25 国告第 1047 号)に適合しない</p>	<p>■ガイドシュー等が(平 25 国告第 1047 号)に適合するよう改善を要します</p>
5(2)	<p>■乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチ (乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチの作動の状況)</p> <p>基準法令(施行年月日):平 12 建告第 1413 号第 1 第九号ハ(平成 30 年 4 月 1 日)</p>	<p>a 出入口に、乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチがない</p>	<p>■出入口に、乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチの設置を要します</p>
5(5)	<p>■乗り場の戸又は可動式の手すり (乗り場の戸又は可動式の手すりの構造及び設置の状況)</p>	<p>a 出入口に、乗り場の戸又は可動式の手すりが(1)</p>	<p>■出入口に、乗り場の戸又は可動式の手すりの設置を要します</p>
5(8)	<p>■昇降路側壁等の囲い (昇降路側壁等の囲いの構造及び設置の状況)</p> <p>基準法令(施行年月日):平 12 建告第 1413 号第 1 第九号ロ(1)(平成 21 年 9 月 28 日)</p>	<p>a 壁囲いの構造等及び 挟まれ防止措置なし又は挟まれ時の停止装置なし</p>	<p>■壁囲い(1.8m 以上)の設置及び 挟まれ防止措置又は挟まれ時に昇降を停止する装置の設置を要します</p>
5(9)	<p>■ガイドレール及びレールブラケット (取付けの状況)</p> <p>基準法令(施行年月日):平 25 国告第 1047 号第一号、第二号、第三号(平成 26 年 4 月 1 日)</p>	<p>a ガイドレール及びレールブラケットが(平 25 国告第 1047 号)に適合しない</p>	<p>■ガイドレール及びレールブラケットが(平 25 国告第 1047 号)に適合するよう改善を要します</p>